

第47号議案

中間市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月29日提出

中間市長 福田 浩

中間市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

中間市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年中間市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「再任用職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」に改め、同項第3号中「（昭和25年法律第261号）」を削り、同項第4号中「第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている」を「第9条の規定により異動期間（同条例第9条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める」に改める。

第9条第1号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4号中「第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている」を「第9条の規定により異動期間（同条例第9条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員は、この条例による改正後の中間市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

中間市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員 (<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)</u>を除く。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員</p> <p>(4) 中間市職員の定年等に関する条例(昭和58年中間市条例第26号) <u>第9条の規定により異動期間(同条例第9条の規定により延長された期間を含む。)</u>を延長された管理監督職を占める職員</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(法第10条第1項に規定する条例で定める職員)</p> <p>第9条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員 (<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>を除く。)</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員 (<u>再任用職員</u>を除く。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法<u>(昭和25年法律第261号)</u>第22条に規定する条件付採用になっている職員</p> <p>(4) 中間市職員の定年等に関する条例(昭和58年中間市条例第26号) <u>第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(法第10条第1項に規定する条例で定める職員)</p> <p>第9条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員 (<u>再任用職員</u>を除く。)</p>

(2)・(3) (略)

(4) 中間市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条例第9条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(5) (略)

(2)・(3) (略)

(4) 中間市職員の定年等に関する条例第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員

(5) (略)